

岩手県部局等設置条例の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成23年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県部局等設置条例の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(職員のサービスの宣誓に関する規程の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する規程(昭和26年岩手県訓令乙第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(上級の公務員) 第2条 職員のサービスの宣誓に関する条例第2条の任命権者の定める上級の公務員とは、次の各号において欄の左欄に掲げる職にある者については、それぞれ右欄に掲げる職にある者をいう。 (1) 本庁勤務職員(秘書広報室長、部長、局長、副部長、室長及び総括課長並びにこれらに準ずるものを除く。) [略] (2) [略] 2 [略]	(上級の公務員) 第2条 職員のサービスの宣誓に関する条例第2条の任命権者の定める上級の公務員とは、次の各号において欄の左欄に掲げる職にある者については、それぞれ右欄に掲げる職にある者をいう。 (1) 本庁勤務職員(秘書広報室長、部長、局長、副部長、 <u>副局長</u> 、室長及び総括課長並びにこれらに準ずるものを除く。) [略] (2) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(建設委員会規程の一部改正)

第2条 建設委員会規程(昭和30年岩手県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等及び出納局(以下「部局」という。)の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。 4 [略]	(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等(<u>復興局を除く。</u>)及び出納局(以下「部局」という。)の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(公印規程の一部改正)

第3条 公印規程(昭和30年岩手県訓令第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)						
<table border="1"> <tr> <td>公 印</td> <td>管守機関</td> <td>備 考</td> </tr> </table>	公 印	管守機関	備 考	<table border="1"> <tr> <td>公 印</td> <td>管守機関</td> <td>備 考</td> </tr> </table>	公 印	管守機関	備 考
公 印	管守機関	備 考					
公 印	管守機関	備 考					

種 類	ひな型	大きさ (ミリ メート ル)	
[略]			
本庁各 部局等 長印	[略]	当該部局等 の主管室課 及び出納局 の管理課長	
[略]			

種 類	ひな型	大きさ (ミリ メート ル)	
[略]			
本庁各 部局等 長印	[略]	当該部局等 の主管室課 及び出納局 の管理課長 <u>(復興局に あつては、 総務課総括 課長)</u>	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員服務規程の一部改正)

第4条 職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 企画理事、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 本庁の副部長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付</td> <td>部長、秘書広報室長又は出納局長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>(職務専念義務免除)</p> <p>第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5</p>	1 企画理事、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監	[略]	2 本庁の副部長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	部長、秘書広報室長又は出納局長	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 企画理事、<u>復興局長</u>、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 本庁の副部長、<u>副局長</u>、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付</td> <td><u>復興局長</u>、部長、秘書広報室長又は出納局長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>(職務専念義務免除)</p> <p>第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5</p>	1 企画理事、 <u>復興局長</u> 、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監	[略]	2 本庁の副部長、 <u>副局長</u> 、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	<u>復興局長</u> 、部長、秘書広報室長又は出納局長	[略]	
1 企画理事、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監	[略]												
2 本庁の副部長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	部長、秘書広報室長又は出納局長												
[略]													
1 企画理事、 <u>復興局長</u> 、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監	[略]												
2 本庁の副部長、 <u>副局長</u> 、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	<u>復興局長</u> 、部長、秘書広報室長又は出納局長												
[略]													

号)を所属長を経由して秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくは出納局の管理課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長(以下「管理課長等」という。)に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿(様式第6号)に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより(電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により)、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

号)を所属長を経由して秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくは出納局の管理課長、復興局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長(以下「管理課長等」という。)に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿(様式第6号)に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより(電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により)、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(行政文書管理規程の一部改正)

第5条 行政文書管理規程(平成11年岩手県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
別表(第31条関係) 文書記号	別表(第31条関係) 文書記号																											
1 本庁	1 本庁																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部局等</th> <th style="width: 33%;">課 等</th> <th style="width: 33%;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局等	課 等	記 号	[略]			県土整備部	[略]		出納局	[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部局等</th> <th style="width: 33%;">課 等</th> <th style="width: 33%;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>復興局</u></td> <td><u>総務課</u> <u>企画課</u> <u>まちづくり再生課</u> <u>産業再生課</u> <u>生活再建課</u></td> <td><u>復総</u> <u>復企</u> <u>ま</u> <u>産再</u> <u>生再</u></td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局等	課 等	記 号	[略]			県土整備部	[略]		<u>復興局</u>	<u>総務課</u> <u>企画課</u> <u>まちづくり再生課</u> <u>産業再生課</u> <u>生活再建課</u>	<u>復総</u> <u>復企</u> <u>ま</u> <u>産再</u> <u>生再</u>	出納局	[略]	
部局等	課 等	記 号																										
[略]																												
県土整備部	[略]																											
出納局	[略]																											
部局等	課 等	記 号																										
[略]																												
県土整備部	[略]																											
<u>復興局</u>	<u>総務課</u> <u>企画課</u> <u>まちづくり再生課</u> <u>産業再生課</u> <u>生活再建課</u>	<u>復総</u> <u>復企</u> <u>ま</u> <u>産再</u> <u>生再</u>																										
出納局	[略]																											
2 [略]	2 [略]																											

備考 改正部分は、下線の部分である。

(入札制度改善等検討委員会規程の一部改正)

第6条 入札制度改善等検討委員会規程(平成12年岩手県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略]	(組織) 第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等及び出納局(以下「部局」という。)の長、医療局長、企業局長、教育長並びに警察本部警務部長をもって充てる。	3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等(<u>復興局を除く。</u>)及び出納局(以下「部局」という。)の長、医療局長、企業局長、教育長並びに警察本部警務部長をもって充てる。
4 [略]	4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成23年6月10日から施行する。